資　格

競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の、平成22・23年度における工事、平成22・23・24年度における物品の製造・販売等、平成22・23年度における測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年1月15日

独立行政法人
石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長　河野　博文

◎調達機関番号　586　◎所在地番号　14

1　契約の種類及び業種等の区分

⑴　工事：建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項に定める別表の28種類

⑵　物品の製造：衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医療品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、その他

⑶　物品の販売：物品の製造の業種等区分に同

⑷　役務の提供等：広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、船舶整備、電子出版、その他

⑸　物品の買受け：立木竹、その他

⑹　測量・建設コンサルタント等：測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務

2　参加資格の申請

⑴　受付期間

平成22年４月１日から当該資格が必要な場合は、受付の締め切りを平成22年２月12日とし、機構は資格決定通知書を４月１日までに発送するものとする。なお、平成22年２月13日以降は平成24年３月31日（物品の製造・販売等は平成25年３月31日）まで随時申請の受付を行う。資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

⑵　申請書の入手方法

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)の様式等は当機構のホームページ（http://www.jogmec.go.jp/）にアクセスし、出力することができる。

⑶　申請書の提出方法

申請者は、次の区分により申請書等の関係書類を揃え、郵送により別記に掲げる提出場所に提出すること。

①　工事に係るもの

一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（工事)(工事経歴書含む)

二　添付書類（申請に必要な書類）

イ　経営事項審査結果通知書の写し

ロ　建設業許可書の写し（申請日現在で有効であるもの。）

ハ　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）の写し

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B　法人税（法人の場合）

C　所得税（個人の場合）

ニ　資格決定通知書送付用封筒

長形３号の封筒に送付先を記載の上、80円分の切手を貼付すること。

ホ　建設共同企業体協定書の写し・共同企業体等調書（いずれも共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の特例扱いを希望する者に限る。）

②　物品の製造・販売等に係るもの

一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品の製造・販売等）

二　添付書類

イ　営業経歴書

ロ　登記簿謄本(個人の場合にあっては、身元証明書）の写し

ハ　財務諸表類(個人の場合にあっては、これらに類する書類）

ニ　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）の写し

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B　法人税（法人の場合）

C　所得税（個人の場合）

※希望する契約の種類について、既に平成22年度以降の全省庁統一資格を有する者は、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格)」の写しを提出することにより、上記②二のロ、ハ及びニの書類の提出を省略することができる。

ホ　資格決定通知書送付用封筒

長形３号の封筒に送付先を記載の上、80円分の切手を貼付すること。

③　測量・建設コンサルタント等に係るもの

一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

二　添付書類

イ　測量等実績調書

ロ　技術者経歴書

ハ　登記簿謄本(個人の場合にあっては、身元証明書）の写し

ニ　登録証明書等

ホ　財務諸表類(個人の場合にあっては、これらに類する書類）

ヘ　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）の写し

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B　法人税（法人の場合）

C　所得税（個人の場合）

ト　資格決定通知書送付用封筒

長形３号の封筒に送付先を記載の上、80円分の切手を貼付すること。

⑷　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書類は、日本語で作成すること。なお、添付書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を添付すること。

②　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3　競争に参加することができない者

⑴　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領（2004年（財経）要領第１号）第５条の規定に該当する者

⑵　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領第６条の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過しない者

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑷　業務等に関し法律上必要な資格を有していない者

4　競争参加者の資格及びその審査

競争に参加できる者の資格審査は、上記２⑵のインターネット・ホームページ及び別記の事業所に掲げる審査方法により、項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって格付けを行う。

5　資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により申請者に通知（郵送）する。

6　各資格の有効期間

工事、測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格は平成24年３月31日まで、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格は平成25年３月31日までとする。

7　その他

⑴　申請内容の変更

有資格者は、申請内容に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届」に添付書類各１部を添え、別記に掲げる申請場所に提出すること（変更届の入手方法は、申請書と同じ。)。

⑵　会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続開始の決定等を受けた者（有資格者）の手続

有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部（鮮明であれば写しでも可）を添え、別記に掲げる申請場所に速やかに提出すること。

①　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

②　認可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類

③　上記②に伴う競争契約参加資格審査申請書変更届

なお、書類の提出によりその資格は継続するが、当機構が詳細の現状把握が必要と判断する場合はヒアリング等を実施する場合がある。